

北海道厚岸翔洋高等学校いじめ防止基本方針（令和８年３月改定）

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという決意で、いじめ防止に取り組んでいく必要があります。

このため、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応にするとともに、いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、いじめの加害行為への抑止につなげ、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を改定しました。

1 いじめの定義について（いじめ防止対策推進法第２条第１項）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと規定されています。

2 いじめの内容について

具体的な様態としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの要因について

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家族環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

○ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

○ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、「男女平等」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

4 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の(1)、(2)の要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめ防止等のための本校の取組について

(1) いじめ防止対策委員会

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校全体で組織的に対応することが必要であるため、「いじめ防止対策委員会」を置く。

ア 構成

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、サポート委員会

イ 役割

- ・ いじめの実態把握
- ・ いじめ発生時の調査方針と役割分担

- ・被害生徒及び加害生徒への対応
- ・関係機関との連携
- ・教職員の支援
- ・校内研修の実施

(2) いじめ防止に関する取組

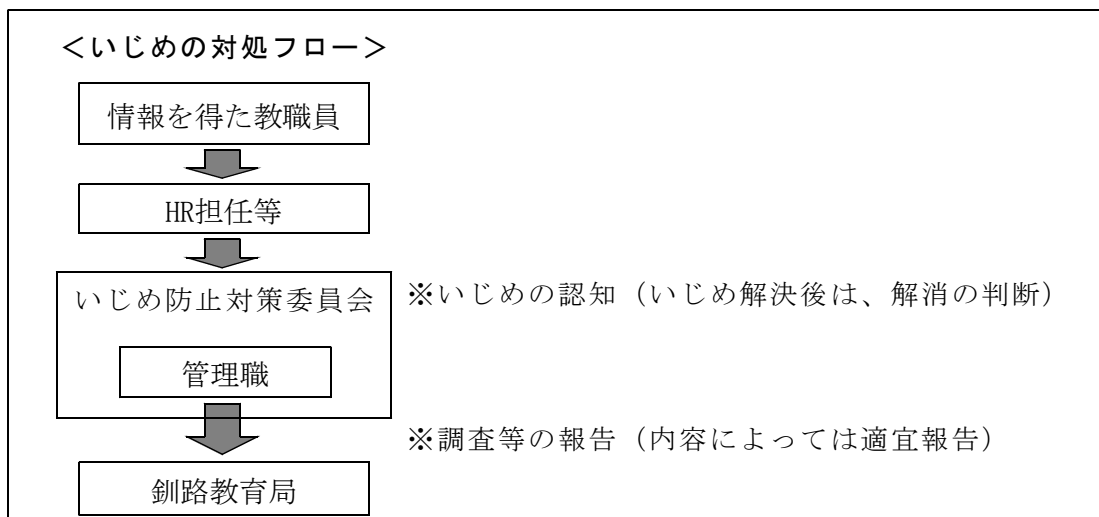
- ア 他者を尊重し、相手を思いやる豊かな心を育成
- イ 多様性を尊重し、違いを認め合う態度を育成
- ウ 基本的生活習慣の確立し、公共の精神や規範意識を高めて基本的マナーの涵養
- エ 生命や基本的人権の尊重の教育
- オ 生徒も大人も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」との意識を持つ
- カ 遠隔地から入学した生徒は、親元を離れた生活は心理的負担も大きく、舎務部を中心にいつでも相談できる体制をつくる。また、保護者への説明や情報共有を図り連携を強化する。

(3) いじめの早期発見に向けた取組

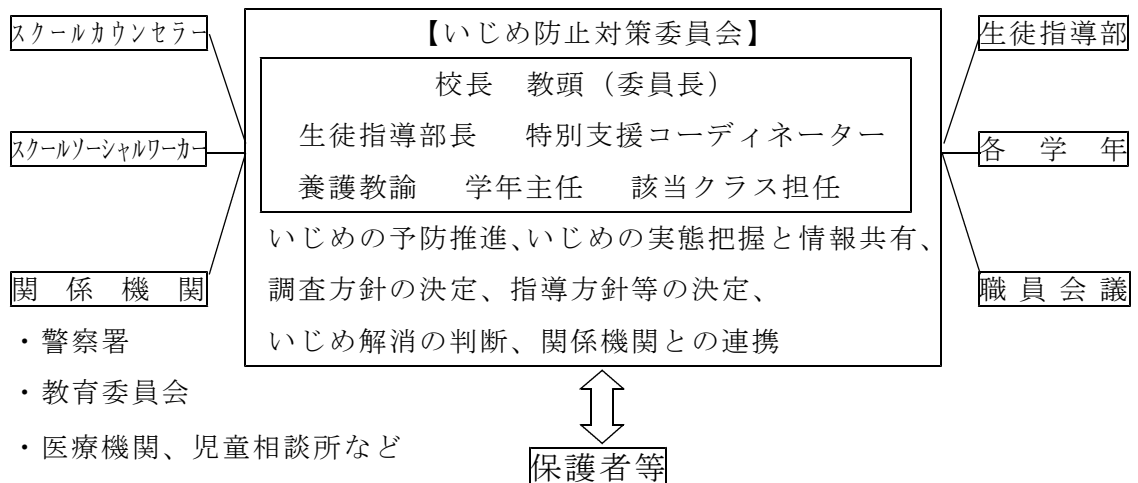
- ア アンケート調査の実施と活用
- イ 教育相談ポストの設置及びお悩み相談メールの開設
- ウ 教育相談週間の実施
- エ 経過観察状況調査の調査・活用
- オ hyperQUの実施と活用
- カ アセスメントツール「心と身体のチェック」の活用
- キ 保護者等との情報共有（刊行物、電話等の定期連絡、家庭訪問等の実施）
- ク 関係機関との連携（行政等の関係機関との情報共有）

(4) 対応の在り方

- ア いじめの被害生徒や情報提供者を守る
- イ 速やかに事実確認を行うとともに、その背景等も含めて情報共有
- ウ 加害生徒への対応
- エ 保護者への対応と支援
- オ 周囲の生徒への対応
- カ 必要に応じ関係機関との連携



(5) 指導体制



(6) いじめの重大事態について

重大事態とは、次のとおり、いじめ防止対策推進法第28条に規定されている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※1 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

※2 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に対応する。

(7) いじめの重大事態への対応

ア 発生した旨を釧路教育局に報告

イ 事実関係を明確にするための調査を実施

ウ 調査結果に基づく事実関係、その他必要な情報について、いじめを受けた生徒・保護者に情報提供

エ 調査結果を釧路教育局に報告

オ 再発防止に向けた取組を実施